

## 中津川市民病院で診療報酬の算定誤りがありました

中津川市民病院で算定していた医療DX推進体制整備加算について、算定区分に誤りがあることが判明しました。過徴収となっている方にお詫びするとともに、速やかに返金します。

### ■概要

- 令和7年4月以降、「医療DX推進体制整備加算」に新たな区分が追加され、追加分の加算の上乗せが可能となった。中津川市民病院は、この追加分の加算を行うために必要な届出をしておらず、本来加算できない点数を加算していたもの。

### ■経過

- 令和7年2月1日から医療DX推進体制整備加算を算定開始。
- 令和7年2月20日、医療DX推進体制整備加算に関して、令和7年4月から新たな区分が追加となると国から通知があった。追加分の算定については、当病院が施設基準を満たしていることを確認していたものの、令和7年4月1日までに届出が必要であることを認識しておらず、届出をしなかった。
- 令和7年4月1日から、新たな追加区分を加算して算定を開始。
- 令和7年10月21日、所管労働局から診療報酬に関する照会があった際に、届出をしていないため、新たな追加区分については算定誤りであることが判明。

### 【イメージ】R7.3月以前



### R7.4月から

新たな区分の追加による加算分  
※届出をしていないため本来加算できない点数  
この加算分について過徴収となった

### ■内容

- 算定誤り期間 令和7年4月1日～令和7年10月21日
- 過徴収となっている対象者と金額 3,018人 30,655円
  - 1人あたりの過徴収額：2円～23円

### ■発生の原因

- 令和7年2月に厚生労働省からの通知文を確認した際、新たな区分で施設基準を満たす場合は再度届出をするよう記載がされていたが、確認が不十分であった。

### ■今後の対応

- 過徴収となっている対象者に対して書面でお詫びするとともに、返金についてご案内し、口座振込又は再診時などに窓口で直接返金を行います。

### ■再発防止

- 国や県からの通知・通達文書について、複数職員で内容確認を行い、周知・徹底を図り、再発防止に努めます。

### お問い合わせ先

中津川市民病院 医事課 担当者：秋山、土屋  
電話：0573-66-1251